4　新平成七年改正規則附則第十四条第十一項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、平成二十九年一月一日以後に提出する新平成七年改正令附則第二十八条第十二項の届出書について適用し、同日前に提出した旧平成七年改正令附則第二十八条第十二項の届出書については、なお従前の例による。

第三十二条　第四条の規定による改正後の租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（以下「新平成十七年改正規則」という。）附則第十四条第五項、第六項（第一号に係る部分に限る。）、第八項（第一号に係る部分に限る。）、第十項（第一号に係る部分に限る。）、第十五項（第一号に係る部分に限る。）、第十八項（第一号に係る部分に限る。）及び第二十二項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、平成二十九年一月一日以後に同条第五項、第六項、第八項、第十項、第十五項、第十八項若しくは第二十項の規定により提出する届出書又は同条第二十二項の規定により提出した申請書については、なお従前の例による。

2　新平成十七年改正規則附則第十四条第二十四項の規定は、平成二十九年一月一日以後に提出する改正法第十七条の規定による改正後の所得税法等の一部を改正する法律附則第五十五条第十一項に規定する継続貸付届出書について適用し、同日前に提出した改正法第十七条の規定による改正前の所得税法等の一部を改正する法律附則第五十五条第十一項に規定する継続貸付届出書については、なお従前の例による。

3　新平成十七年改正規則附則第十四条第二十六項（第一号に係る部分に限る。）及び第二十九項の規定は、平成二十九年一月一日以後に提出する改正令第四条の規定による改正後の租税特別措置法施行令の一部を改正する政令附則第三十三条第二十四項又は第二十六項の届出書について適用し、同日前に提出した改正令第四条の規定による改正前の租税特別措置法施行令の一部を改正する政令附則第三十三条第二十四項又は第二十六項の届出書については、なお従前の例による。

第三十三条　第五条の規定による改正後の租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令附則第三条の規定は、平成二十九年一月一日以後に提出する所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）附則第八十六条第十四項の書類について適用し、同日前に提出した同項の書類については、なお従前の例による。

（租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第三十四条　租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成二十五年財務省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

附則第六条中「平成二十九年十二月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に、「平成二十八年一月一日から同年十二月三十一日まで」を「平成二十八年一月一日から同年三月三十一日まで」に、「平成二十九年一月一日」を「同年四月一日から平成二十九年十二月三十一日までの間における租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十八年財務省令第二十二号）第一条の規定による改正後の租税特別措置法施行規則第十九条の十一の三第六項の規定の適用については、平成二十八年四月一日から同年十二月三十一日までの間は、同項中「前年以前三年内」とあるのは「前年以前二年内」と、「法第四十一条の十九の三第一項」とあるのは「法第四十一条の十九の三第一項の規定又は所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第八条の規定による改正前の租税特別措置法第四十一条の十九の三第一項第一号に定める金額若しくは当該金額と同項第二号に定める金額との合計額について同項」と、平成二十九年一月一日」に改める。

（租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第三十五条　租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十六年財務省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

附則第五条第四項中「新規則第十八条の十五の三第二十一項の」を「租税特別措置法施行規則第十八条の十五の三第二十四項の」に、「新規則第十八条の十五の三第二十一項第一号」を「租税特別措置法施行規則第十八条の十五の三第二十四項第一号」に改め、同条第五項中「及び金融商品取引業者等変更届出書」を「若しくは通知書」とあるのは「、通知書若しくは申請書」と、「及び金融商品取引業者等変更届出書」に改め、「若しくは通知書」とあるのは「、通知書若しくは申請書」とを削る。

第三十六条　租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十七年財務省令第三十号）の一部を次のように改正する。

附則第二条中「第一条の規定による改正後の租税特別措置法施行規則（以下「新規則」という。）第十八条の十二第二項各号」を「租税特別措置法施行規則第十八条の十二第三項各号」に改める。

附則第三条第一項中「新規則」を「第一条の規定による改正後の租税特別措置法施行規則（以下「新規則」という。）」に改める。

○財務省令第二十三号

資産再評価法（昭和二十五年法律第百十号）第四十五条第二項の規定に基づき、資産再評価法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日　　財務大臣　麻生　太郎

資産再評価法施行規則の一部を改正する省令

資産再評価法施行規則（昭和二十五年大蔵省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「且つ、当該」を「かつ、その」に改め、同条第二項中「左に」を「次に」に改め、同項第四号中「船舶、車輌等」を「、船舶、車両等」に、「特別区」を「特別区とし」に、「。以下」を「又は総合区とする。以下この号において」に改め、同項第十号中「第十七条第一項ただし書」を「第十七条第一項ただし書」に改め、同条第三項中「左に」を「次に」に改める。

附　則

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

○財務省令第二十四号

内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（平成九年法律第百十号）第二条第六号、第三条第一項、第四条の二第一項、第五条第一項及び第六条の二第一項並びに内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行令（平成九年政令第三百六十三号）第三条、第三条の三、第五条第一項第一号及び第二項並びに第九条の三第三項の規定に基づき、内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日　　財務大臣　麻生　太郎

内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行規則（平成九年大蔵省令第九十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「前項」を「第五項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第二項中「内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行令（平成九年政令第三百六十三号。以下「令」という。）第三条に規定する」及び「（次項において「営業所等」という。）」を削り、「。）及び」の下に「個人番号又は」を加え、「（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号（以下「個人番号」という。）又は同条第十五項」を「第二条第十五項」に、「（個人番号又は」を「（個人番号及び」に、「同法」を「法人税法」に改め、同項を同条第五項とし、同項の次に次の二項を加える。

6　令第三条の三に規定する財務省令で定める者は、金融商品取引業者等の営業所等の長が、同条に規定する国内証券口座が開設される者である個人の氏名、住所及び個人番号その他の事項を記載した帳簿（当該個人の令第五条第一項第一号に定める書類の提示又は署名用電子証明書等の送信を受けて作成されたものに限る。）を備えている場合における当該個人（当該個人の氏名、住所又は個人番号が当該帳簿に記載されている当該個人の氏名、住所又は個人番号と異なる場合における当該個人を除く。）とする。

7　金融商品取引業者等の営業所等の長が前項に規定する帳簿を作成する場合には、その者は、当該帳簿に第二項各号に掲げる事項を記載しなければならない。この場合において、第三項の規定は、当該帳簿について準用する。